

## 環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）

環境影響評価法の改正により、従来に比べ可能な限り早期の段階から環境保全について検討を行い、事業に反映していく仕組み（計画段階配慮書）や方法書段階からの説明会の開催等が義務付けられた。

また、居住地域に限定されることなく評価図書の閲覧が出来るようインターネットの利用による公表が義務付けられる（電子縦覧）など、新たな取組みが実施されることとなった。

本市としても、この度の法改正の主旨を可能な限り盛り込むこととし、条例改正及び新たな手続きを規定する要綱を以下のとおり制定することが望ましいと考える。

### 1. 環境影響評価法の改正に伴う条例改正に関する事項

#### ア. 方法書に係る説明会の開催及び要約書の作成の義務化

方法書に係る説明会の開催については、広く市民の理解を深め、以降の環境影響手続きにおいて、より多くの住民意見の提出を促す上で必要であることから、準備書段階の説明会手続きに準じて行うこと。

また、方法書の内容を要約した書類（要約書）については、方法書について一層の理解を深めるために必要であることから、準備書手続きに準じて要約書を作成すること。

#### イ. 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

インターネットを利用した環境影響評価図書の電子縦覧については、関係地域にとらわれることなく、誰もがより身近な手法で内容確認ができることが望ましいことから、法に準じて、電子縦覧の実施方法は、事業者のウェブサイトへの掲載及び市のウェブサイトへ掲載のうち適切な方法によること。

#### ウ. 市長からの直接の意見提出手続の新設

法対象事業に係る環境影響が政令で定める市の単独区域内のみに収まると考えられる場合、市長からの直接意見の提出手続きについては、条例対象事業の市長意見形成の手続きに準じて行うこと。

#### エ. 事後調査手続の改正

法及び条例対象事業を行う事業者は、事後調査報告書（工事編、供用時編）を提出することが現行条例で規定されている。

この度の法改正により、法に基づく事後調査報告書（基本的に工事完了時1回作成）が規定されたことから、供用時の事後調査報告書を提出することを引き続き規定するとともに、法及び条例対象事業の事後調査報告書（工事編）の作成提出時期を工事完了時に速やかに作成し提出することと規定すること。

#### オ. 風力発電事業の追加

自然エネルギーの活用促進が望まれるなか、全国的に風力発電施設の設置は増

加傾向を示しており、この度の政令改正において1万kW以上の発電出力を有する風力発電施設が新たに環境影響評価法の対象事業となった。

本市においては、未だ発電事業を目的とした風力発電施設の設置はなく、また東京湾の湾奥部に位置し、風力発電の適地としての条件である平均風速に満たないことから、新たに施設が設置される可能性は低い状況である。

しかしながら、低周波音、バードストライク等の環境への影響を踏まえ、法手続きのスクリーニングにより、法対象とならなかった法第2種事業の規模（7,500kW以上）を条例の対象とすること。

## **2. 要綱制定による環境配慮に関する手続きの創設**

### **(仮称)千葉市計画段階環境影響評価実施要綱の制定による早期段階の環境配慮**

計画段階環境影響評価手続きの新設に当たっては、事業の実施場所、規模等の検討段階などの可能な限り早い段階において、環境保全の見地から事業の枠組みの検討を行い、事業に反映していく手続きを盛り込むこととし、次表に掲げる手続きの流れを踏まえた計画段階環境配慮制度を創設すること。

# 計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ(案)

## 1 計画段階環境影響評価手続きの概要

### 1. 対象事業者

市が実施する事業（民間事業者は任意）

### 2. 実施時期

対象事業の概ねの実施場所の選定及び工作物等の規模等、諸元を決定する事業計画の立案段階

### 3. 配慮書の作成

配慮指針(本手続きの要綱と併せて新たに策定するもの)に基づき、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、概ねの事業の実施場所や規模、施設配置や工法等が異なる複数の事業計画の案を策定し、案ごとに計画段階環境影響評価を行い、以下の内容により配慮書およびその内容を要約した書類(要約書)を作成する。

- ① 計画策定者の名称及び住所
- ② 対象事業計画の名称、目的及び概要
- ③ 関係地域の概況
- ④ 対象事業計画の内容(複数案の記載を含む。)
- ⑤ 計画段階環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ⑥ 計画段階環境影響評価の結果として次に掲げるもの
  - ア. 調査結果の概要、予測及び評価の結果を計画段階環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
  - イ. 環境配慮の方針
- ⑦ 計画段階環境影響評価の総合的な評価

### 4. 配慮書の公告及び縦覧

市長は、公告を行い、30日間縦覧を行う。事業者は、配慮書の内容の周知に努める。

### 5. 意見書の提出等

環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告の日から45日までの間に市長に対し、意見書を提出することができる。(方法書、準備書と同様)  
市長は、事業者に意見書の写しを送付する。

### 6. 見解書の作成等

事業者は、意見書に対する見解を記載した書面を作成し、市長に提出する。  
市長は、送付を受けた旨を公告し、見解書の写しを15日間縦覧する。

### 7. 配慮書についての意見

市長は、見解書の送付を受けてから90日までの間に意見を述べる。  
(意見が無い場合は、縦覧期間満了の日の90日までの間)

### 8. 審査会への諮問

市長は、意見を述べるときは環境影響評価審査会の意見を聴く。

### 9. 配慮書についての意見書等の尊重等

事業者は、市長意見を尊重し、環境保全に配慮する計画を検討し、案を修正又は複数案の融合等により対象事業計画を策定する。

## 2 計画段階環境影響評価の手続きの流れ

